

災害時の

# 発達障害児・者支援 エッセンス

発達障害のある人に対応するみなさんへ

国立障害者リハビリテーションセンター研究所

発達障害情報・支援センター

# index

巻頭言	1
東日本大震災と発達障害児・者	2
発達障害児・者と家族の3月11日	4
震災直後の生活上の困難	7
避難所は利用できたか	8
避難生活に必要な物資	10
いつもの日常生活を取り戻す	12
震災後から1年を経て	14
2年後の被災地から	15
心のケア、ストレスへの対処	16
災害時の情報発信	18
地域の防災計画に発達障害児・者の視点を入れる	20
被災地で発達障害児・者に対応されるみなさんへ	24
発達障害者支援センター 一覧	32
役立つ資料やサイトの紹介	36

## この冊子について

発達障害情報・支援センターでは災害時の発達障害児・者やご家族の状況やニーズに関して調査を行い、発達障害児・者のさまざまな困難が明らかになりました。この結果をもとに、災害時の支援において大切な要素（エッセンス）をまとめた冊子を作成しました。

### 自治体や地域、学校や施設関係者の方々へ

自治体や地域、学校や施設などで防災計画を立てる際に、発達障害児・者の視点を盛り込むことができます。

### 発達障害児・者やご家族の方々へ

家庭で準備すること、地域や学校・施設などで準備すること、行政に準備してほしいことを整理することができます。

地域や学校・施設ならびに行政に向けて、発達障害児・者の災害時のニーズを説明する際の資料として利用できます。

### 一般の方々へ

発達障害児・者が災害時に直面する困難について理解できます。

## 巻頭言

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災では、2年を経た今もなお多くの方々が仮設住宅や県外での避難生活を強いられ、不安な日々を過ごされています。こうした方々の中には、自閉症をはじめとする発達障害のある方も含まれ、生活環境の変化への適応が難しいため、より困難で厳しい環境におかれています。

全世界で発生する大地震の約20%が日本列島で起こり、いつ再び巨大地震や津波に襲われても不思議ではありません。日ごろから、こうした自然災害への対応についてのエッセンスをまとめて、備えを心に留めておくことが大切です。災害弱者とされる障害のある方々への支援や配慮についても同様で、適切な情報の提供が肝要であります。

このたび、発達障害情報・支援センターでは、東日本大震災での経験をもとに、過去の震災体験なども併せて、被災地で発達障害児・者に対応することが必要な方々に理解しておいていただきたいこと、ご協力いただきたいことを紹介する冊子を作成いたしました。

本冊子作成の基礎資料となる「発達障害児・者のニーズを踏まえた 障害福祉サービス等の利用支援に関する調査（平成24年2月～3月実施）」は、東日本大震災の被災地における発達障害児・者のニーズをきめ細かく把握し、ニーズを踏まえた障害福祉サービスを提供することを目的とし、被災地のうち岩手県、宮城県、福島県 の3県を対象に行われたものです。発達障害児・者（および家族）を対象とし、各県担当職員より、発達障害者支援センター、障害福祉サービス事業所等へ依頼し配布、回収され、集計・分析は発達障害情報・支援センターが行いました。

ご協力いただいた皆様に感謝いたしますとともに、この冊子が、発達障害のある方々やご家族の支援に関わろうとする多くの人々に役立ち、各地の実践の場で活用されることを期待しています。

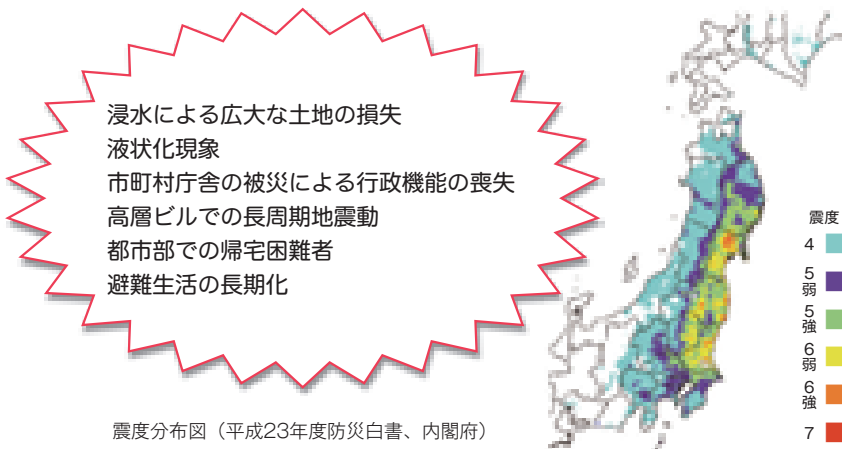
国立障害者リハビリテーションセンター  
総長 江藤 文夫

## 東日本大震災と発達障害児・者

平成23（2011）年3月11日金曜日14時46分、三陸沖を震源地とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生しました。宮城県北部では最大震度7を記録し、震度6弱以上の地域は東北地方を中心に8県に及びました。太平洋沿岸部には巨大津波が襲い、各地で甚大な被害が発生しました。その後の原子力発電所の事故も重なり、きわめて深刻な複合的な災害がもたらされました。いまだに多くの方が避難生活を余儀なくされています。

平成25年1月17日現在、避難者の数は約32万人。全国47都道府県の1,200以上の市区町村に避難しています。  
(平成25年1月25日、復興庁)

東日本大震災は、わが国がかつて経験したことのない大災害であったため、多大な犠牲を伴い、これまで想定していなかった数々の問題も発生しました。



### 阪神・淡路大震災

平成7（1995）年1月17日火曜日5時46分の早朝に発生した直下型地震

避難所で生活するようになった障害者や高齢者の多くが体調を崩し生活に支障をきたしたことが、「福祉避難所」の制度化につながりました。

### 新潟県中越地震

平成16（2004）年10月23日土曜日17時56分に発生

余震が続き、車中泊によるエコノミークラス症候群や避難生活の長期化による廃用症候群という二次的障害が多数報告されました。

つらい経験から学んだ多くのことは、のちの防災や減災に向けた取り組みに生かされてきました。

発達障害情報・支援センターでは、被災地での発達障害児・者の状況を理解し、ニーズを把握することを目的に調査を実施しました。

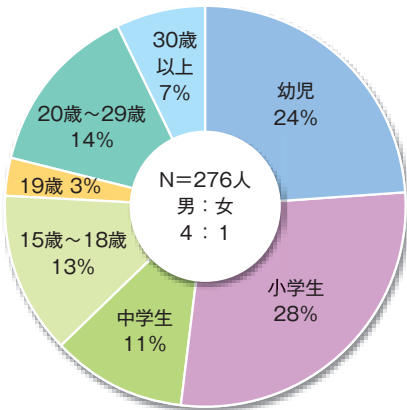
### 発達障害児・者のニーズを踏まえた障害福祉サービス等の利用支援に関する調査

<b>目 的</b>	東日本大震災の被災地における発達障害児・者のニーズをきめ細かく把握し、それを踏まえた障害福祉サービスを提供する
<b>調査地域</b>	岩手県、宮城県（仙台市を除く）、福島県
<b>調査期間</b>	平成24年2月～3月
<b>回答者</b>	発達障害児・者（もしくは家族が代理で回答）
<b>形 式</b>	記入式アンケート

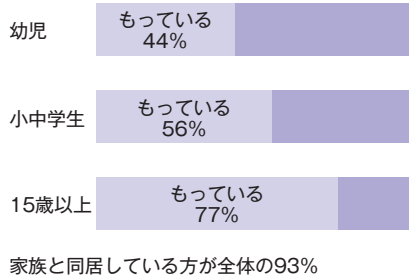
結果は発達障害情報・支援センターのホームページ（<http://www.rehab.go.jp/ddis/災害時の発達障害児・者支援について>）に掲載しています。

## Q. 回答者の内訳は？

A. 276人の回答がありました。



## 障害者手帳について



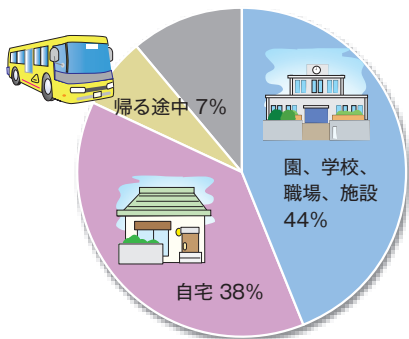
発達障害児・者と家族は震災以降をどのように過ごしたのでしょうか。  
どのような困難があり、どのような工夫や支援が有効だったのでしょうか。

# 発達障害児・者と家族の3月11日

Q. 地震が発生したとき、どこにいましたか？

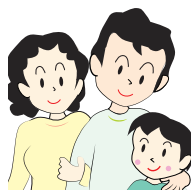
A.

その他（病院、買い物、  
親戚宅など 11%）



Q. 誰といましたか？

A.



先生、指導員、家族ヘルパー  
など、だれかといっしょに  
いた 91%



ひとり  
7%

## 地震発生時、学校では…

ほとんどの生徒が机の下にもぐるなど指示された行動を取りました。日ごろの避難訓練の成果と考えられます。一方、恐怖と不安でパニック状態だった生徒は、通常の学校（小学校）で11.5%、特別支援学校で14.3%いました。

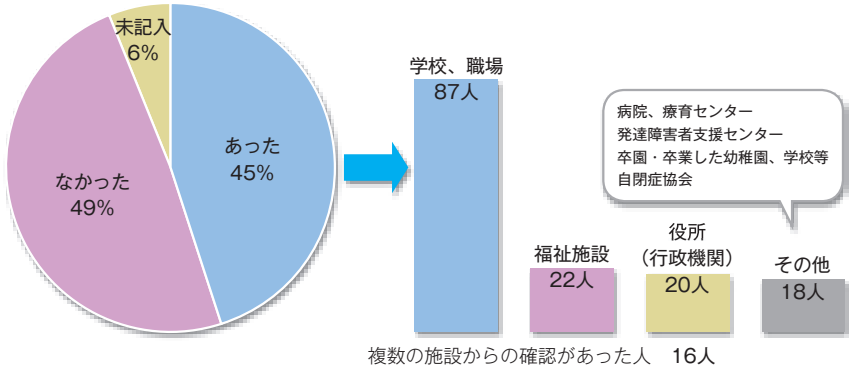
## 学校での安否確認は…

- ・電話が通じないときの方法を考えていなかった
- ・訪問や近隣住民からの情報で確認できた場合もあった
- ・学校が避難所になり、対応に追われる中での安否確認だった

（東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究報告、文部科学省、平成24年5月）

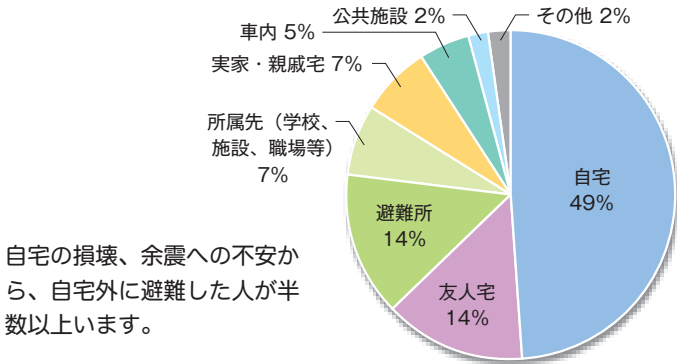
**Q. 公の機関から安否確認がありましたか？**

**A.**



**Q. 3月11日の夜をどこで過ごしましたか？**

**A.**

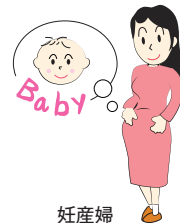
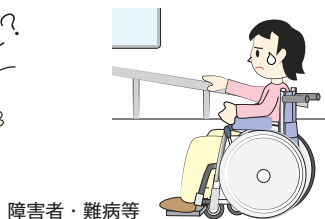


自宅の損壊、余震への不安から、自宅外に避難した人が半数以上います。

**Q. 要援護者名簿に登録していましたか？**

**A.** 名簿の存在を「知らなかった」が9割、「登録していた」はわずか4人でした。

**災害時要援護者とは？** 災害時にひとりでは避難や生活ができない人



## 災害時要援護者対策

国は「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）により、要援護者名簿の作成、要援護者の避難支援に関わる計画の策定等を市町村に促してきました。

### しかし、東日本大震災では…

- ・ 情報伝達が不十分
- ・ 災害時要援護者名簿の有効活用ができなかった
- ・ 避難所、応急仮設住宅等がバリアフリー化されていなかった
- ・ 共同生活が困難な者に対応できない避難所が多かった

（平成24年版防災白書、内閣府）



## ガイドラインの見直しに向けて

- ・ 市町村は全体計画を作成し、連携体制を整備する
- ・ 地域の災害時要配慮者を事前に把握しておく
- ・ 避難行動要支援者<sup>※</sup>名簿を作成し、同意を得て支援者に提供する
- ・ 多様な手段を活用して通信手段を確保する

※避難行動要支援者…要配慮者のうち、自ら避難することが著しく困難である者  
（「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」報告書素案、内閣府、平成25年1月）

## 自助と共助を併せた協働が重要

### 地域でできること

- ・ 要配慮者や避難行動要支援者を視野に入れて、防災計画を立てましょう。
- ・ 防災訓練で実際に機能するか点検しましょう。
- ・ 地域の施設整備も含めたネットワークづくりに継続的に取り組んでいきましょう。

### 安否確認には…

- ・ 避難行動要支援者名簿が活用できます。
- ・ 学校や福祉サービス提供者との協力も有効です。

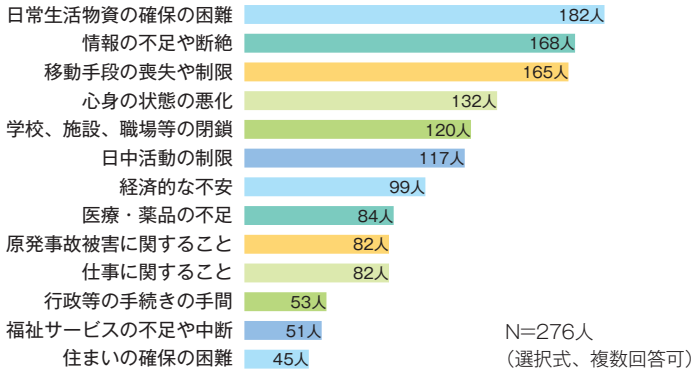


## 震災直後の生活上の困難

3月11日当時、被災地は雪混じりの厳しい寒さの中、電気やガスの供給が止まりました。電気、水道、ガスのライフラインや通信手段の欠如は、震災直後の生活に大きな影響を与え、発達障害のある人にも一層の困難な状況をもたらしました。

### Q. 震災直後に困ったことは何ですか？

#### A.



#### 停電になると…



DVDをどうしても見たくて  
かんしゃく、パニックを起こ  
して手がつけられませんでした  
(13歳)



ろうそくの炎で髪の毛やまゆ  
毛をこがしました。火に興味  
があり困りました(8歳)

#### 断水になると…



トイレに全く入れず毎日失禁  
するようになりました。現在  
も失禁は続いています  
(10歳)

( )内は発達障害のある人の年齢

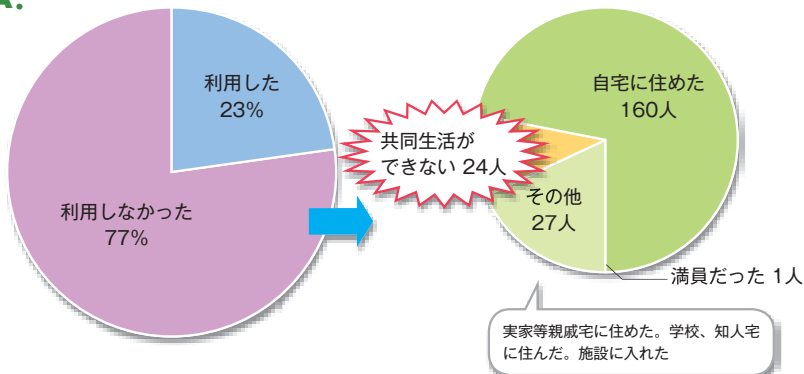
### 東日本大震災の記録 ～障害のある人たちがどう過ごしたか～

- 高橋みかわ「大震災自閉っこ家族のサバイバル」ぶどう社(平成23年7月)
- 中村雅彦「あと少しの支援があれば 東日本大震災障がい者の被災と避難の記録」ギアース教育新社(平成24年2月)
- 田中総一郎・菅井裕行・武山裕一編著「重症児者の防災ハンドブック」クリエイツかもがわ(平成24年4月)
- 新井英靖、金丸隆太、松坂晃、鈴木栄子「発達障害児者の防災ハンドブック いのちと生活を守る福祉避難所をー」クリエイツかもがわ(平成24年7月)

## 避難所は利用できたか

### Q. 避難所を利用しましたか？

A.



我慢できない、静かにできない、ひとりごとを話す、飛び跳ねてしまうなど、どうしても他の人に迷惑をかけてしまいます (12歳、他)



音に敏感でたくさんの人が集まる場所が特に苦手、体育館は音が響いて特に難しいです。運動するところと勘違いしているようです (16歳)

### Q. 避難所での生活はいかがでしたか？

A.



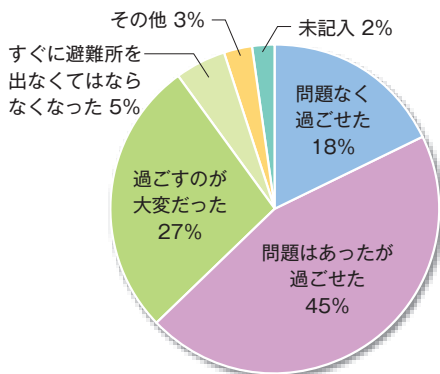
夜中に目を覚まし声を出すので2週間は車に泊まりました (7歳)



安定剤を服用させてもパニックは治まらず、多動は強くなるばかりでした (10歳)



この大変な時に「おなかすいた」「トイレ」と平気で言っていたので周囲に気がつかれました (44歳)



- ・大勢がひしめき合う一般避難所の環境は発達障害の人には過ごすのが難しい
- ・周囲の人に気兼ねして家族の心理的負担も大きい

Q. どのような避難所なら安心して過ごせるでしょうか？

A.

間仕切りのあるスペースや個室があるとよい



フェンスやついたてのようなもので視界をさえぎるようにしていただけると、だいぶ落ちつくと思います（10歳）



寝るときだけ他の部屋にしていたきありがたかったです

話を聞いてくれる人がいると安心



市の保健師さんがいたので相談できたことがたまたま幸運でした（56歳）

室内で安定できる工夫ができるとよい



避難所ではニュースしか映していないので携帯電話のワンセグで子ども番組を見せていました。充電できる環境だったので助かりました（9歳）

福祉避難所

寝たきりの高齢者、障害のある人、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるように、市町村で指定を進めているものです。耐震やバリアフリーの構造を備え、介助員を置くことなどが条件で、老人ホームや身体障害者療護施設が多く指定されています。

しかし今回の調査で福祉避難所を利用した人はわずか3名でした。

福祉避難所の数が不足し、支援に必要な人材や資機材（ベッド、車いす等）も十分ではありませんでした。さらに、障害者や妊産婦や乳幼児に配慮した福祉避難所はわずかでした。



- ・多様な被災者に配慮した避難所の整備
- ・福祉避難所の指定を進め、周知をはかること
- ・支援ができる要員の確保
- ・地域住民、ボランティア団体、民間団体等との連携体制づくり

## 避難生活で必要な物資

### Q. 物資の確保について困ったことは何ですか？

A.

偏食があり、配給や備蓄の食料が食べられなかった 48人

見守りが必要なため、家族が配給の受け取りや、買い物に行けなかった 44人

着替えがないのに、少しでも汚れたら着替えたがった 16人

配給された衣服が、感覚過敏やこだわりで着られなかった 6人

発達障害のある人に特有の困難さがあります

N=276人（選択式、複数回答可）



### 食料



非常食はどんなに空腹であっても食べられませんでした（10歳）



食料や飲料はパッケージが変わっただけでも拒否しました（11歳）



飲料はコップについて、パンは半分や四等分にして中身を見せることで、目で見てもわかりやすい状態にして食べさせた（11歳）



食料や飲料は1ヶ月に1度まとめ買いをしていたので3月11日はたくさんあって助かりました（14歳）



### 衣服・おむつ



子どもは自分の服がよいので、津波で汚れた服も洗って着ていました（12歳）



排泄できなくなったのに、汚れた物を洗えず、川で洗濯せざるを得なかった（13歳）



「もうする歳じゃないでしょ」とおむつを1〜2枚しかもらえなくて、すごく困りました（5歳）



若者サポートステーションで衣服の配給がありました（24歳）



## 薬品の確保について



公共交通の不通やガソリン不足で通院に支障をきたした。障害者用の枠があればよい (25歳)



近くの薬局で薬をもらえたが、いつもと違う形状で結局飲めなかった (10歳)



何の薬を服用しているか書きとめた物をいつも身につけておかなければいけないと思いました (11歳)



毎日服用する薬は半月分くらい余分にもっているように心がけています (15歳)

## 物資の配給方法について



障がい児を連れてのあの行列に並ぶのはとても無理 (10歳)



在宅避難ではすべてが不足した状態が続いたので困りました (5歳)



公民館から毎日のように食料が届き助かりました (17歳)



家庭には配給の情報が入ってこなくて、後で知ることが多かった (15歳)

### 自ら準備しておくこと

- ・薬や処方箋、特に飲み忘れの許されない薬は多めに
- ・食べられる非常食やふりかけなど
- ・避難生活での空いた時間を過ごすためのもの (お絵かき道具、本、携帯音楽プレイヤー、ゲーム、電池など)
- ・サポートブックや「助けてカード」などの準備
- ・複数の場所へ分散して保管

### 避難所で準備してほしいこと

- ・画一的でない備蓄食料の工夫
- ・大きめの紙おむつの備蓄
- ・在宅生活を送る方への支援

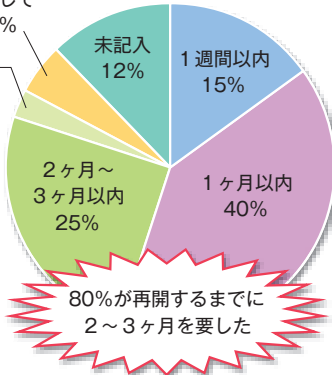
# いつもの日常生活を取り戻す

## Q. 学校や施設、職場はいつ再開しましたか？

A.

今も再開していない 5%

4ヶ月～  
現在まで  
3%



80%が再開するまでに  
2～3ヶ月を要した



午前中だけでもよいので預かってほしかった (6歳)



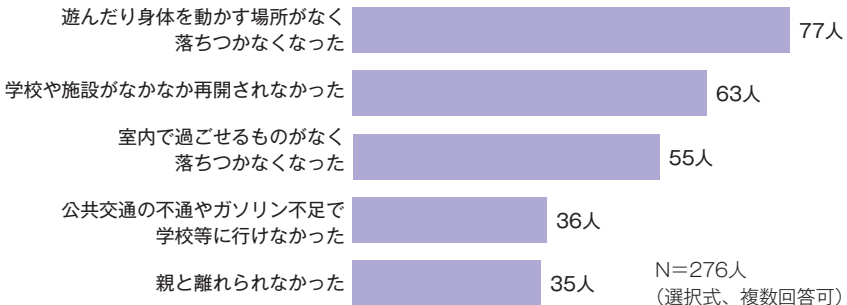
子どもは放射能を理解できないので、外遊びができないことを説明してもわかってもらえなくてかわいそうでした (6歳)



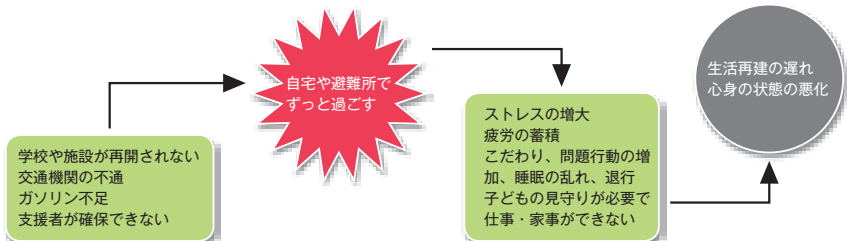
学校が始まるまでは1人にすることはできないので、親は仕事に就けませんでした (16歳)

## Q. 日中の活動や過ごし方について困ったことは？

A.



## 日中活動が制限されると……



さらに放射能への心配から室内での生活が増え、よりストレスが加わりました。

## 事業継続計画 (BCP、Business Continuity Plan)

学校や福祉事業所は、災害をうけても可能な限り短い期間で再開することが求められており、平常から事業継続計画 (BCP、Business Continuity Plan) を立てておくことが必要です。



日中一時支援が4月1日から再開してくれて助かりました (10歳)



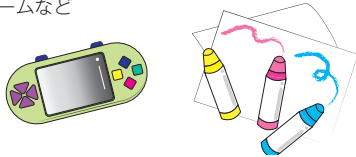
病院のリハビリが学校より早く始まったので利用しました (11歳)

### Q. 日中活動が制限されているときに役立つ工夫や支援は何ですか？

A.

#### 室内でできる活動

お絵かき道具、本、DVD、音楽プレイヤー、ゲームなど



#### 活動できる場所



子どもが遊べる場所が必要だった。広いところで体を動かす場所が少しの時間でもいいのでほしかった (5歳)

#### 子どもと遊んだり見守ってくれる人



ボランティアや警察官・自衛隊の方々に休憩中に子どもたちと遊んでもらえて助かりました (8歳)



地域の支援アドバイザーの方が、様々な悩みを聞いてくれました (5歳)



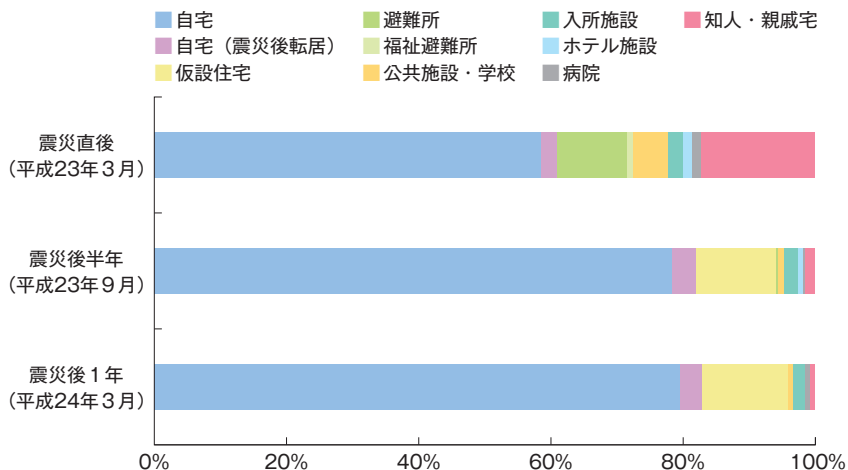
保健師などの声かけが安心しました (18歳)



# 震災から1年を経て

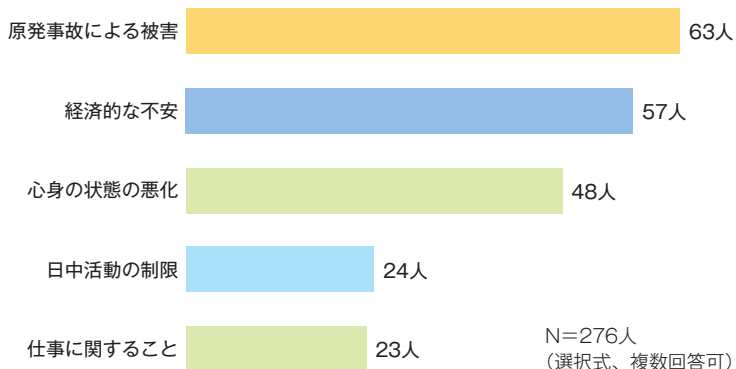
## Q. 震災直後から現在（平成24年2月）までの住まいはどこですか？

A. 震災直後は4割の方が避難所や親戚宅など自宅外で生活していましたが、半年後には8割以上が自宅に住んでいますが、約12%の方が仮設住宅に入居し1年後も変わっていません。「家は全壊でしたが、多動や奇声があったために仮設住宅への応募を断念しました（5歳）」という方もいました。



## Q. 現在、困っていることは何ですか？

A. 原発事故に関する不安が最も多く、戸外で活動するのを避けている方もいました。また経済的な不安は継続し、長期にわたる疲労が蓄積し心身の状態の悪化を生んでいることがわかります。





## 2年後の被災地から

東日本大震災から2年が経とうとしている平成25年1月、宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」と宮城県障害福祉課の方々にお話を伺いました。

### Q. 震災直後の様子をお聞かせください

A. 「避難所は人であふれかえりプライバシーがなく、一般の人も入れる状況ではありませんでした」「親戚宅に避難したことで、子どもの障害がはじめて親戚にわかり、関係に疲れてしまった方がいました」「固定電話の登録者が多かったがほとんどつながらず、安否確認には携帯電話が有用でした」「地元の相談事業所の方が徒歩で出向いて安否を確認してくれました」

### Q. 成果をあげている震災後の取り組みは何ですか

A. ペアレント・トレーニングに取り組みました。これは近隣の支援者の研修も兼ねています。平成23年度に沿岸部の1か所で開催し、平成24年度は4つの障害保健福祉圏域で行いました。トレーニング後には親御さんのうつ度が改善したり、研修に参加していた支援者が地元で独自にペアレント・トレーニングを開催するようになるなど活動が広がっていることを実感しています。

### Q. 成人の当事者の方の様子はいかがですか

A. ご自身の困っている状態を認識したり、誰かに訴えたりが苦手かもしれません。出先で一人で避難することになりパニックになってしまった方がいたことを、あとになって知りました。これから相談が出てくるかもしれません。震災により家業が廃業となり手伝いができなくなった青年が引きこもりになるなど、今まで地域や家族のなかでうまく過ごしていた方に新たな居場所を作る必要が出てきています。

### Q. 震災への備えで大事なことは何ですか

A. 震災直後はいろいろなニーズが散見されましたが、落ちついてくると「福祉サービスの充実」ということがテーマになり、もともとの福祉サービスのあり方が問われてきます。

震災時には、相談事業所のスタッフ、保健師さん、学校の先生から情報が得られました。日ごろから顔を知っている関係を作っていくことが大切で、それが非常時に助け合える心強い仲間になります。

震災という経験を越え、一歩前に

# 心のケア、ストレスへの対処

## はじめに

災害によるストレスには、大切な人を失ったり危険に曝されるといったトラウマによるものと、生活や環境の変化によってもたらされるものがあります。ストレスによっているいろいろな症状があらわれますが、発達障害児・者では、こういった症状が重症化、遷延化する傾向があり、それが家族と一緒に生活をする人たちのストレス源となりがちです。支援者が本人やその家族に理解を得ながら周囲の人たちの理解を促してくれると、家族の精神的な負担も軽くなります。発達障害の特性を理解して助け合うことは、避難生活を送る全員のストレスを軽減することにつながります。

## ストレスによってあらわれる症状

**初期：食料や住居の供給が不安定、家族の安否が分からず、社会的に不安定な時期**

大きなストレスにさらされた時の基本症状は、不安と抑うつです。子どもでは、**退行現象**（夜尿、まとわりつき、甘え、反抗）、**睡眠障害**（夜驚、悪夢）や落ち着かない、過敏、イライラする、怒りっぽくなる、おびえる（一人になることを極端に嫌がる）、頭痛・腹痛、過呼吸などがストレス下でよくみられる変化です。

▼**発達障害がある場合には、上記に加えて、いったんは消失していた発達障害による症状が再出現したり、より強くなったりします。**

- ◆**多動・衝動性が強くなり、落ち着きのなさや苛立ちが目立ち、周囲とトラブルになったりするかもしれません。**
- ◆**不注意症状が悪化し、ぼーっとしがちになり、必要な情報や物資を手に入れ損なったり紛失したりします。**
- ◆**こだわりがひどくなり、特定の食事や衣服しか受け付けなかったり、トイレや風呂に時間がかかったり、ルールが守れなかったり、など周囲からみるとわがままなようにみえます。**
- ◆**感覚過敏性が亢進し、思い通りにならないことも増え、パニックを起こしやすくなったり、独り言や常同行動が長く続くようになって、迷惑がられたりします。**

**中長期的：食料や住居が供給され、家族の安否が判明し、社会的に安定した時期**

発達障害児・者では、不安状態が遷延したり、勉強・仕事や生活習慣などが今までのようにできなくなったりすることが多いようです。一般に、下記のような症状が持続する場合、PTSDやうつ病などの精神疾患である可能性があります。

- ▼**外傷後ストレス反応（PTSD）** ①再体験（恐怖体験を思い出したり夢をみたりしてしまう、今まさに体験しているかようになる：フラッシュバック）②回避（恐怖体験に関連することを避けたり記憶を失う、感情がわかなくなる、など）③覚醒レベルの上昇（睡眠障害、イライラ、落ち着きがなくなる、情緒不安定、集中困難など）といった症状が続く場合には心的外傷後ストレス障害

(PTSD) の可能性があり、専門的な治療が必要となります。発達障害児・者の中には、もともと過去の嫌な出来事を再体験するという症状をもつ場合があります。PTSDであることを見過ごす可能性があります。

▼**うつ状態** うつ感情、興味や意欲の減少、無力感、苛立ちや怒り、集中力の低下、睡眠や食欲の変化などが続く場合はうつ状態と考えられ、専門機関での診断や治療が必要となります。

## 対処方法

### 初期

被災直後は、まず、本人に安全や安心を感じさせることが1番です。本人の安心の基盤は保護者や周囲の大人の安定です。安全や衣食住など、生活の基本要素が安定することが心のケアよりも先決です。

本人に保護者がついていてあげられるような配慮が必要です（配給に並ぶことの免除など）。保護者などが精神的・物理的余裕をもてるように周囲の理解や支援が大切です。また、保護者がすぐに相談できる場所があると安心です。

本人が災害以前の習慣、活動を続けられるようにすること（被災前までの日課や環境の復旧、お気に入りのグッズやテレビ番組・場所など）が安心につながります。子どもや発達障害児・者は甘えながら不安やつらさを克服しようとします。

これからの見通しや予想される心身の変化について適切な情報を伝え、指示は明確に伝えるようにします。可能な限り呈示できるものは呈示して、将来への見通しをもつことができるようにすることが安心や生活の安定につながります。

### 中長期的

まずは生活を安定させ安全な環境を確保することが大切です。しかし、いつまでも症状が続いたり、だんだんひどくなる場合には専門家に相談しましょう。症状が現れたのは被災が原因とわかれば、何年経っていても治療ができます。心の回復のスピードは人によってさまざまであることを念頭に、長い目で見守ってあげることが必要です。

## 禁忌・してはいけないこと

- 災害の映像ニュースやラジオ放送を視聴すること
- 周囲が本人を大声で叱ったり取り押さえるのは逆効果
- 無理に感情や体験を話させること（テレビのインタビューや取材など）
- まだ基本的な生活も安定していないのに心の問題を掘り下げること

参考資料：アメリカ国立子どもトラウマティックストレス・ネットワーク。アメリカ国立PTSDセンター：災害時のこころのケア サイコロジカル・ファーストエイド実施の手引き、医学書院、2011

## 災害時の情報発信

東日本大震災は、インターネットおよびソーシャルネットワークサービス（SNS）が発達した時代に起きた大規模災害です。例えば、支援センターや障害者団体などのホームページ（HP）や専門家など個人のページから災害時における対応についての情報の発信がみられました。一方、上記のような比較的公的あるいは専門的な情報発信の他にSNSを使って個人が支援を求めたり、有益と思われる情報を個人が発信したりという情報の流通もあり、稀ではありましたがこのような情報が支援に結びついた例がみられました。

本章では、今回の大震災時における情報発信について、いくつかの検証に基づいて、その課題や今後への備えについて、提言します。

### ホームページによる情報発信

センター等のHPで災害時の対応の情報発信をすることは有効ですが、発災後に掲載した場合、情報の掲載が周知されにくいという課題があります。そのため、平時からHPに災害時における一般的な対応についての記事を掲載しておき利用者に周知しブックマークへの登録を促すことが、災害時に活用されるために重要です。

また、HPに情報を掲載する際に考慮すべき点としてpdfファイル形式ではなく、HTML形式で掲載することが重要です。HTML形式を使うことで、パソコンだけでなくスマートフォン等の様々な端末でも閲覧しやすい表示がされます。一方、pdf形式は印刷原稿としては有用ですが、画面の小さな端末に表示させ閲覧すると、画面に文書全体を表示させることが難しいため、閲覧に不向きです。避難所などプリンタが使用できないことも想定するとHTML形式での発信が適切と考えられます。また、HTML形式は読み上げソフトにより文書全体を読み上げることができ、文字の読解が困難な方への情報伝達においても有利です。

### ソーシャルネットワークサービスによる情報発信

震災発生直後のSNSの一つであるtwitter（ツイッター）における情報流通の分析から、HPの存在を周知する手段としてSNSは有効に機能し得ることがわかってきました\*。

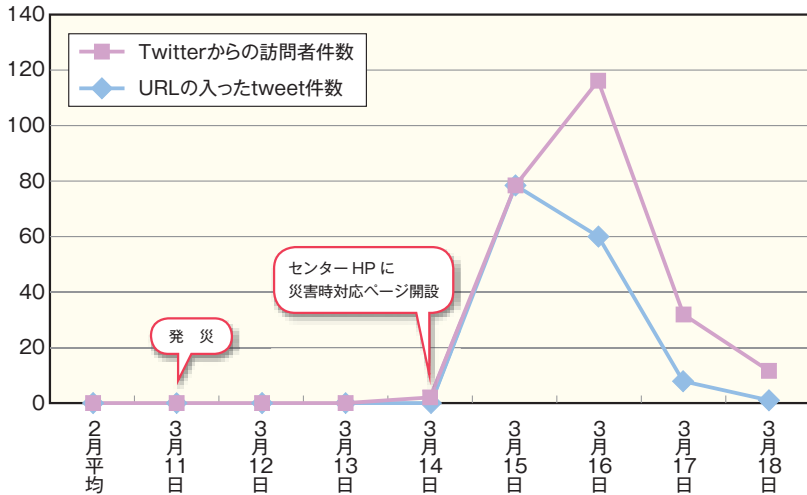
グラフは、発災直後の発達障害情報・支援センター HPへのtwitterを経由しての訪問件数とセンターのHPのURLの入ったtweet（ツイート）数の関係です。

Twitterは、文字数制限があり長文の情報を掲載することは難しいため、それ自体を使って必要な情報の全てを発信することはできません。

一方、情報を見た利用者が有用と感じたtweetをそのまま発信することは容易ですので、HPのURLをtweetの中に入れて発信する（リンクする）ことで、HPへの誘導をすることができます。グラフではtweet件数と訪問件数が同じように推移しており、HPへの誘導手段の一つとしてtwitterは有用であったと推測できます。

なお、今回分析したtwitterだけでなく他のSNSにも同様の仕組みがあります。

しかし、東日本大震災では、全体のtweet数から比べると関連した情報発信はごく少数であり、今後はこのような情報をいかにして多く流通させることができるかが課題です。



情報センターのURLが入ったtweetとtwitterからHPへの訪問者の推移

## まとめ（今後への提言）

災害時に有効な情報発信が行われるためには、平時からセンターや団体がHPやSNSを利用して情報を発信することが必要であるとともに、防災計画策定の際にインターネットを使った情報発信の仕方についての検討を行う必要があります。それに加え、防災訓練の際には、災害時における情報発信や伝達訓練が行われることが望まれます。

※東日本大震災ビッグデータワークショップでソーシャルネットワーク（twitter）のtweetデータをTwitter Japan株式会社より提供を受け、発達障害に関する情報発信についての検討を行い、その概要を報告会（平成24年10月28日）で報告しました。発表時の動画およびスライドは、下記URLで見ることができます。

「大災害時における特別な支援ニーズを持った被災者に対する情報提供に関するプロジェクト」

<https://sites.google.com/site/prj311/event/presentation-session/presentation-session4#TOC--1>  
（平成25年2月20日現在）

# 地域の防災計画に発達障害児者の視点を入れる

## 防災に関する国と地方自治体の役割

昭和34（1959）年の伊勢湾台風後に、日本で初めての災害に関する法律である災害対策基本法が制定され、国、都道府県（以下、県）、市町村がそれぞれ防災計画を作成・実施し、互いに抵触しないように役割分担が決められました（図1）。つまり、国は防災基本計画および必要な法律を作成し、県は災害が広域に渡る場合の総合調整と市町村事務の一部処理を行い、市町村は地域住民に関わる実務を担当します。気象情報や国からの通知を市町村に伝達するのも県の役割です。

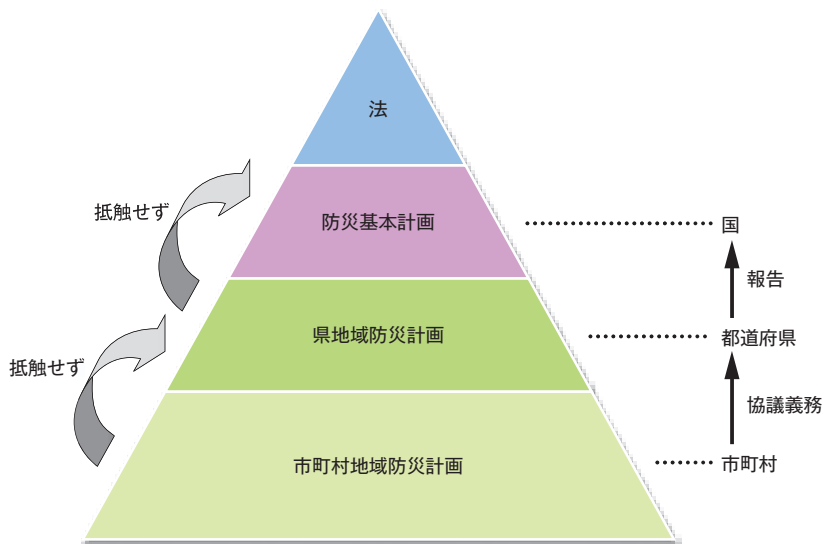


図1 防災計画に関する国、都道府県、市町村の役割分担

災害時要援護者支援に関しては、国レベルでは、内閣府が「災害時要援護者支援ガイドライン」（平成18年）、「災害時要援護者支援事例報告」（平成21年）、「災害時要援護者支援事例集」（平成22年）を発表しています。

県は「県地域防災計画」の中に災害時要援護者支援のあり方を記載し、9割以上の県がホームページに「災害時要援護者支援マニュアル」や「市町村マニュアル作成手引き」などを掲載しています。しかし、発達障害に関する記載が充実している例は少数です。また、「避難所運営マニュアル」「福祉避難所運営マニュアル」「個人情報取り扱い規定」を作成している自治体もあります。



## 地域の防災計画と発達障害児者

埼玉県自閉症協会は、平成15（2003）年から、発達障害に関する災害時の対策に関する要望書を埼玉県に提出してきました。会員へのアンケートに続いて、地域の民生委員・児童委員へ発達障害の理解を促す講演を継続した結果、平成17年版の「埼玉県災害時要援護者マニュアル」には発達障害についての記載が1ページあり、埼玉県自閉症協会が作成したサポートブックが紹介されています。また、平成23年度には、防災計画改訂のワーキンググループに埼玉県自閉症協会の代表が参加しました。しかし、埼玉県内の市町村の「災害時要援護者支援マニュアル」に発達障害の記載が充実しているとは限りません。防災計画を策定する危機管理課や防災課は、障害を担当している課とは別の場合が多いので、居住する市町村や県の担当課に記載してほしい内容を紹介することは有効です。

## 個別避難計画につなげるために

市町村では、災害時要援護者名簿を作成し（図2）、名簿は登録者の居住する地域の民生委員や町内会長等に渡されて、個別避難計画の作成を行うことが勧められています。また、地域で全体避難計画と個人避難計画を立てることが期待されています（図3）。発達障害児者の特性は多様で、家族でも災害時の対処方法がわからないことや特定できないこともよくあります。そのような場合には、本人、家族、支援者、専門家、具体的な想定についての計画を立て、練習することが有効です。発達障害児者や知的障害児者が「練習」の成果を忠実に実行することは実証されているからです<sup>(1)</sup>。

学校・職場にいる時、

平成 年 月 日

情報共有についての同意

〇〇市長殿  
私は、災害時要援護者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報（市が自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、消防署、警察署に提出することを承諾します）

自治 区名	民生 委員	TEL FAX	
災害時要援護者 <高齢要援護者・一人暮らし高齢者・障害者・その他（ ）>			
住所	TEL FAX	生年 月日	インターネット(電子メール、携帯電話等)も含めた情報伝達手段
氏名	(男・女)		
緊急時の家族等の連絡先			
氏名	続柄 ( )	住所	
氏名	続柄 ( )	住所	TEL
家族構成・同居状況等		居住建物の構造	木造二階建て、昭和〇年着工
妻と二人の老夫婦世帯。長男・次女はいずれも結婚して県外に居住・・・。		普段いる部屋	木造、鉄骨造、耐火造、着工時期等
		寝室の位置	
特記事項 要介護度4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話通訳が必要			
緊急通報システム (あり・なし)			肢体不自由の状況、認知症の有無、必要な支援内容等。特段の必要がなければ、プライバシーに配慮し、病名等を記入する必要はない。
避難支援者			
氏名	続柄 ( )	住所	
氏名	続柄 ( )	住所	

図2 災害時要援護者名簿登録申込用紙の例（内閣府「災害時要援護者支援ガイドライン」より）

在宅時、通学途中、旅行中のそれぞれについて、地震、火事、洪水、停電、津波等の多様な災害についての個人避難計画事例は、まだ全国的にできていません。名簿作成をきっかけに、家族や慣れた支援者が周囲にいない場合に、発達障害児者が1人でできることを増やし、他人に聞いたり頼んだりすることを練習し、支援を依頼できる隣人との関係をつくる準備をする意識を当事者と隣人が持ち、自助と共助を進めることが求められています。

## 東日本大震災後の進展

東日本大震災後に、内閣府は、「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」と「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会」を設置し、「平時からの災害時要配慮連絡会議の開催等の具体的な準備を求めること」等が記載された報告書を取りまとめました。後者には、発達障害の当事者組織の代表も委員として参加しました。県および市町村でも、「災害時要援護者マニュアル」等の改訂作業が進められています。

[1] 北村弥生, 久保義和, 河村宏. 重度自閉症者施設における火災避難訓練計画の作成と効果. 国リハ紀要. 26:1-8, 2006.

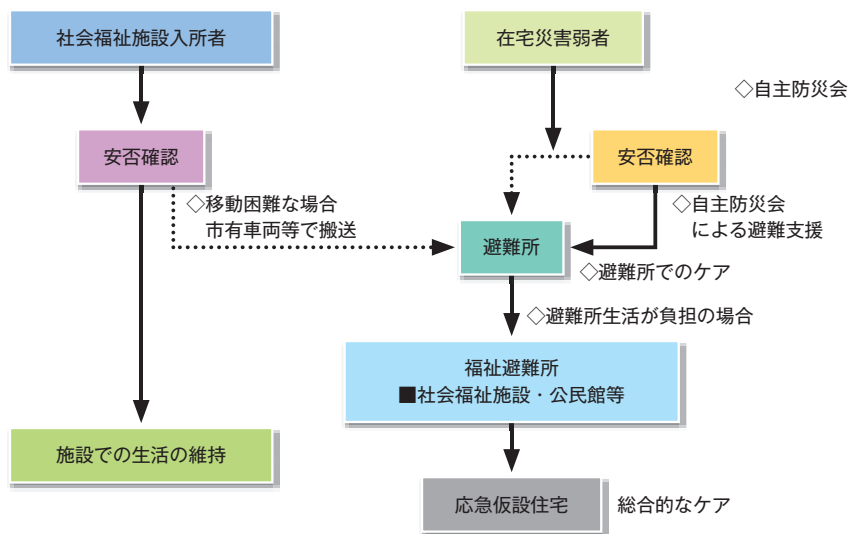


図3 地域防災計画に示されている災害時要援護者対応の流れの例



## 発達障害者支援センターでは

発達障害者支援センターは都道府県ならびに政令指定都市に設置され、全国に86か所（P32～35参照）を数えます。全国の発達障害者支援センターではどのような活動を行ったのでしょうか。

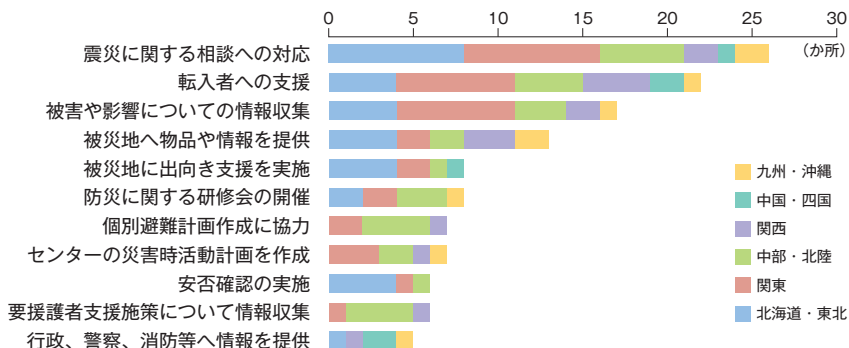


図4 震災直後から23年度にかけて行った活動

東北や関東を中心に、全国で転入者も含めた発達障害児・者への相談に対応しており、約4分の3のセンターがなんらかの活動を行いました。また、研修会を実施したり、個人や行政に対して防災対策に関する情報提供を行ったセンターもみられました。

## 発達障害情報・支援センター

発達障害情報・支援センターは、発達障害に関する最新かつ信頼できる情報を収集・分析し、全国に普及啓発を行うことを目的として平成20（2008）年に開設されました。現在、ウェブサイト（<http://www.rehab.go.jp/ddis/>）での情報発信や、発達障害に関する調査・研究、全国の発達障害者支援センターへの情報支援などに取り組んでいます。

### 発達障害情報・支援センターにおける震災後の取り組み

1. 「被災地で、発達障害児・者に対応されるみなさんへ」のウェブサイトへの掲載とリーフレットの配布（平成23年3月～4月）
2. 「発達障害児・者のニーズを踏まえた障害福祉サービス等の利用支援に関する調査」の実施（平成24年2月～3月）
3. 発達障害者支援センターへの調査の実施（平成24年11月）
4. 「災害時の発達障害児・者支援エッセンス」の発行（平成25年3月）

# 被災地で発達障害児・者に対応されるみなさんへ

発達障害情報・支援センターでは、震災直後の平成23年3月に、被災地で発達障害のある人に対応する方々に向けて「被災地で、発達障害児・者に対応されるみなさんへ」という記事を、3回にわたって掲載しました。

その1 3月15日

## すぐにでもできること

避難所での支援に携わる方や、家庭で一緒に過ごす家族に理解してほしいこと、協力してほしいこと

被災地で、発達障害児・者に対応することが必要な方々（今回は、避難所での支援に携わる方、家庭で一緒に過ごすご家族）に理解しておいていただきたいこと、ご協力いただきたいことをまとめました。



## 避難所での対応

発達障害のある子どもやその家族からは、下記にまとめたようなお願いをされることがあります。発達障害のある人は、見た目では障害があるようには見えませんが、みなさんの理解と支援を必要としています。

■発達障害のある人への対応には、コツが必要です。だから、ご家族など本人の状態をよくわかっている人が近くにいる場合は、必ずかかわり方を確認してほしい。

### 対応例

- ・「必要な物品（薬、食品、筆記用具、玩具など）はありますか？」
- ・「特に配慮すること（落ちつける場所、話しかけ方など）はありますか？」

■発達障害のある人は、日常生活の変化が想像以上に苦手な場合が多いので、不安になって奇妙な行動をしたり、働きかけに強い抵抗を示すこともあります。だから、行動してほしいことの具体的な指示、時間を過ごすものの提供、スケジュールや場所の変更等を具体的に伝えてほしい。

### 対応例

- ・「このシート（場所）に座ってください。」  
（×：「そっちへ行っては駄目」）
- ・筆記具と紙、パズル、図鑑、ゲーム等の提供。  
（×：何もしないで待たせる）

## 対応例

- ・「○○（予定）はありません。□□をします。」  
（×：黙って強引に手を引く）
- ・「○○は□□（場所）にあります。」  
（×：「ここにはない」とだけ言う）

■発達障害のある人は、感覚の刺激に想像以上に過敏であったり鈍感である場合が多いので、命にかかわるような指示でも聞きとれなかったり、大勢の人がいる環境にいることが苦痛で避難所の中にいられない、治療が必要なのに平気な顔をしていることもあります。

だから、説明の仕方や居場所の配慮、健康状態のチェックには一工夫をしてほしい。

## 対応例

- ・文字や絵、実物を使って目に見える形での説明や、簡潔・穏やかな声での話しかけ。
- ・部屋の角や別室、テントの使用など、個別空間の保証をしてあげる。
- ・怪我などしていないか、本人の言葉だけでなく、身体状況を一通りよく見る。

## 自宅での対応

災害時の生活は普段とはずいぶん異なる状況になります。この間、災害の対応が落ち着いた後の生活を踏まえた対応が必要になります。

- 学校や職場などの休み、停電、テレビ番組の変更など、当面は見通しが立たないことが多くなります。そのような場合でも、安定した生活リズムで過ごせるように、当面の新しい日課の提案や、時間を過ごせるものを用意する等の工夫が必要です。
- 被災状況のテレビ報道等を確認することも必要ですが、特に子どもの場合には、他人に起こったことでも自分のことのように感じてしまって、想像以上の恐怖体験となってしまう可能性があることも海外の調査で指摘されています。子どもの目に触れる時間帯には、別のことで時間を過ごせるような工夫をすることも必要です。

（平成23年3月15日掲載）

## 知識のある人を活用しよう

避難所での生活を想定し、  
周囲の人の援助で生活をスムーズにする工夫

発達障害のある人やそのご家族の被災地での生活には、発達障害を知らない人には理解しにくいさまざまな困難があります。そんなとき、発達障害児・者への対応について少しでも理解している人がいると、周囲の人も含めてみんなが助かります。



### 避難所での対応

発達障害について知識があり、「どんなふうに情報を伝えたらよいのか」「どんなふうに対応したらいいのか」「発達障害について詳しくない人に、どんなふうに説明したらよいのか」アドバイスや判断ができる人が必要です。このような人がいるかどうか、まずは避難所の中で確認しましょう。

- 地盤のゆるいところなど危険なところに行ってしまったたり、病人の医療機器を触ってしまう子どもがいた場合

#### 対応例

・ほかに注意や関心が向く興味のある遊びや手伝いに誘う、行ってはいけないところや触ってはいけない物がはっきりとわかるように「×」などの印をあらかじめ付ける、などの工夫を実際に提案してくれる人がいると、大きな騒ぎになりません。

- 水や食料、毛布などの配給時にずっと待ってられないで、騒いでしまう子どもがいた場合

#### 対応例

・家族の代わりに子どもの相手をしたり、発達障害の特性を家族と一緒に周囲の人たちに説明していただくと、家族はたいへん助かります。

### 自宅での対応

被災後、学校や施設が休みになって、発達障害児・者がずっと出かけられずに家庭にいななければならない場合があります。なかには、家族だけでは対応が困難になっていることがあります。このようなときには、子どもへの対応のサポートが必要かどうか、家庭を訪問して確認するなどの必要もあります。基本的にはそれぞれ

の地域の行政の人がこの役割を担いますが、発達障害者支援の知識をもった人が同行することも、時として役に立ちます。

- 余震が続いたり、家族の不安な様子を見て、こだわり行動や不眠が続くという子どもがいた場合や、配給や買い物、役所や銀行などの手続きに行けずに困っている場合

#### 対応例

・家族の代わりに発達障害のある子どもの相手をしたり、メンタルヘルスの相談などの利用について情報提供を行って、家族の負担を軽減してあげることができます。

- 災害前は自分一人できていたことも、家族に甘えることが増えて自分でしなくなるといったこともあります。

#### 対応例

・子どもが自分一人でやるように励ますのか、一時期のことだから甘えることをよしとするのかといった相談を個々に聞いてあげることで、家族を安心させることができます。

### 心得ておくべきこと

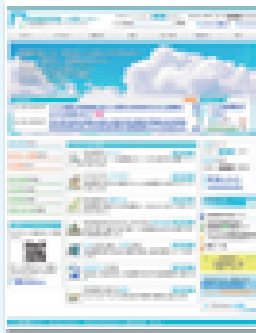
発達障害のある人の特性は一人ひとり異なります。普段の支援方法と大きく異なると、関わったことがかえって混乱を招くことがあります。本人や家族、本人の様子をよく知る人にできるだけ確認しましょう。

実際に関わって、気になった点や気づいた点については、避難所や訪問の際の担当者に必ず情報を伝え、申し送りをしましょう。一貫したサポートを受けられることで、発達障害のある人やその家族も安心できますし、災害時のような支援が必要でなくなった後の生活の安定にもつながります。

(平成23年3月18日掲載)

#### 発達障害情報・支援センター ウェブサイトの紹介

発達障害情報・支援センターウェブサイト  
(<http://www.rehab.go.jp/ddis/>) は、発達障害に関する信頼できる情報を提供しています。



## 困っていることに気づくには 発達障害のある人の困っていることへの気づき

避難所の生活や災害時の特別な状態での家庭生活が長期化するにつれて、徐々に心身ともに疲れやストレスが蓄積してきます。そのこと自体は発達障害のある人もない人も同じですが、周囲から見てわかりにくい発達障害の場合に特に必要となる視点をまとめました。

発達障害の人やその家族が困っている様子に気づくためには、若干の知識とコツを身につけておくことが必要です。以下の視点や例を参考にして、まずは困っていることに気づいてあげてください。



### 健康状態の把握

発達障害のある人の場合は、体調や怪我について我慢しているのではなく、本人自身が気づいていない場合があります。気づかずにそのまま放置すると、体調や怪我の状態が悪化してしまう場合がありますので、丁寧な観察と聞き取りが必要です。

#### 気づくための観察例

- ・息切れ、咳などが頻繁でないか。
- ・やけどや切り傷、打撲などがないか。
- ・着衣が濡れたままでも着替えていないということがないか。

#### 気づくための質問例

- ・いつもより寒くないですか？ 歩くときにふらふらしませんか？
- ・頭のかぶ、腕や足に怪我がありませんか？
- ・洋服の着替えがありますか？

### ストレス状態の確認

発達障害のない人には平気なことでも、発達障害のある人には日常生活に困難さを感じるくらい苦痛に感じていることがあります。発達障害のない人よりもストレスの蓄積が起きやすいので、支援を優先的に考える必要がある場合があります。

#### 気づくための観察例

- ・好き嫌いによる食べ残しが多くないか。
- ・物資の配給のアナウンスがあっても、反応が遅かったり、どこに行っていないかわからず困っているようなことがないか。
- ・耳ふさぎや目閉じなど、刺激が多くて苦しそうな表情をしていないか。

### 気づくための質問例

- ・食べられない食材がありましたか？
- ・配給に並ぶ場所がわかりましたか？
- ・他の場所（避難所内外）へ移動したいという希望はありますか？

## 家族の状態の確認

災害の影響で子どもから家族が離れられなくなる場合や、避難所の中で理解者が得られない場合などに、発達障害のある人の家族のストレスは高まります。本人の支援を一番長い時間担当するのは家族であり、家族のサポートを迅速に行うことは効率的といえます。

### 必要になる場面

- ・多動や衝動的な行動、奇声やパニック、こだわり行動などがあって、家族が本人との対応に追われている場合
- ・子どもの行動のことで、周囲の避難所にいる人に理解や協力を得られずに孤立している場合

### 家族への具体的な声かけ

- ・一日の中で、どのような時間が一番大変ですか？
- ・どの場所で大変さを感じますか？

## 周囲に対応に協力してくれる人がいるかどうかの確認

発達障害のある人は、一人ひとりの健康状態、ストレスの蓄積につながる状況などが個々様々で、対応方法が見つげにくいことがあります。個別的な配慮が必要になる場合は、周囲に本人をよく知っている人がいるか、その人は対応に協力してもらえそうか確認しておく必要があります。

### 必要になる場面

- ・トイレの場所や食事の時間など、頻繁に会場責任者のところに質問に来る人がいた場合
- ・周囲と全くかかわらない人がいる、発達障害のある人が繰り返し叱られているなど、集団の大多数の動きとは違う状態を示している場合

### 具体的な声かけ

- ・（発達障害のある人に）困ったときに、相談できそうな方は近くにいますか？ 普段はどんな人に相談していますか？
- ・（その他、周囲の人に）普段の様子をご存じの方はいますか？ 対応に協力していただける方はいますか？



# 災害時の発達障害児・者支援について

被災地における、発達障害のある人やご家族の生活には、発達障害を知らない人には理解しにくいさまざまな困難があります。

そんなとき、発達障害児・者への対応について少しでも理解して対応できると、本人も周囲のみんなも助かります。

## 対応の コツ

★ 発達障害のある人は、見た目では障害があるようには見えないことがあります。対応には**コツ**が必要です。

コツの探し方：家族など本人の状態をよくわかっている人にかかわり方を確認しましょう。

## こんな場合は…

■ **変化が苦手**な場合が多いので、不安から奇妙な行動をしたり、働きかけに強い抵抗を示すことがあります。

### ■ 感覚刺激

**過敏**：周囲が想像する以上に過敏なため、大勢の人がいる環境が苦痛で避難所の中にいられないことがあります。

**鈍感**：治療が必要なのに平気な顔をしていることもあります。

■ 話しことを**聞き取るのが苦手**だったり、困っていることを**伝えられない**ことがあります。

■ **見通しの立たないこと**に強い不安を示します。学校や職場などの休み、停電、テレビ番組の変更などで不安になります。

■ **危険な行為がわからない**ため、地盤のゆるいところなど危ない場所に行ってしまうたり、医療機器を触ってしまうことがあります。

## このように対応…

- してほしいことを具体的に、おだやかな声で指示します。  
例：○：「このシート（場所）に座ってください。」  
例：×：「そっちへ行ってはダメ」
- スケジュールや場所の変更等を具体的に伝えます。  
例1：○：「○○（予定）はありません。□□をします。」  
×：強引に手を引く  
例2：○：「○○は□□（場所）にあります。」  
×：「ここにはない」とだけ言う

- 居場所を配慮します。  
例：部屋の角や別室、テントの使用など、個別空間の保証

- 健康状態を工夫してチェックします。  
例：ケガの有無など、本人の報告や訴えだけでなく、身体状況をひと通りよく見る。

- 説明の仕方を工夫します。  
例：文字や絵、実物を使って目に見える形で説明する  
一斉放送だけでなく、個別に声かける  
簡潔に具体的に話しかける  
例：○：お母さんはどこですか？  
×：何が困っていませんか？

- 安定したリズムで日常が送れるように、当面の日課の提案や、空いた時間を過ごす活動の提示が必要です。  
例：○：筆記具と紙、パズル、図鑑、ゲーム等の提供  
○：チラシ配りや清掃などの簡単な作業の割り当て  
×：何もしないで待たせる

- ほかに興味のある遊びや手伝いに誘う。
- 行ってはいけないところや触ってはいけない物がはっきりとわかるように「×」などの印をあらかじめ付ける。

## ご家族のかたへ

★ 子どもは、他人に起こったことでも自分のことのように感じる場合があります。さらに発達障害がある場合には、想定以上の恐怖体験になってしまうこともあります。子どもには災害のテレビ映像などを見せずに、別のことで時間を過ごせるような工夫をすることが必要です。

■ 「被災地で、発達障害児・者に対応されるみなさんへ（その1）～（その3）」をまとめてリーフレットにしました。



## 健康状態や心身の疲れを確認しましょう

### からだ

- ★ 発達障害のある人は、体調不良やケガがあるにもかかわらず、本人自身も気づいていない場合があります。周囲が気づかずにそのまま放置すると、状態が悪化してしまう場合がありますので、ていねいな観察と聞き取りが必要です。

### 気づくための観察例

- ・息切れ、咳などが頻繁でないか。
- ・やけどや切り傷、打撲などがないか。
- ・着衣が濡れていても着替えないでいるか。

### 気づくための質問例

- ・いつもより寒くないですか？
- ・歩くときにふらふらしませんか？
- ・頭のこぶ、腕や足にケガがありますか？
- ・服の着替えがありますか？

### ストレス

- ★ なにげないことでも、発達障害のある人には日常生活に困難をきたすぐらい苦痛に感じる場合があります。そのためストレスの蓄積がより起きやすく、支援を優先的に考えなければならない場合があります。

### 気づくための観察例

- ・好き嫌いによる食べ残しが多くないか。
- ・配給のアナウンスがあっても、反応が遅かったり、どこに行っていかわからず困っていることがないか。
- ・耳ふさぎや自閉じなど、刺激が多いことで苦しそうな表情をしていないか。

### 気づくための質問例

- ・食べられない食材はありましたか？
- ・配給に並ぶ場所はわかりましたか？
- ・ほかの場所（避難所内外）へ移動したいという希望はありますか？

## 家族の状態を確認しましょう

### 家族へのサポート

- ★ 災害の影響で子どもと家族が離れられなくなる場合や、避難所の中で理解者が得られない場合などに、家族のストレスは高まります。本人の支援を一番長い時間担当する、家族のサポートを迅速に行うことは効率的といえます。

- 配給や買い物、役所や銀行などの手続きに行けず困っている場合
- 水や食料、毛布などの配給時に、ずっと待たせられないで騒いでしまう子どもがいた場合

家族の代わりに子どもの相手をしたり、発達障害の特性を家族の了解のもとで周囲の人たちに説明していただくと、家族はたいへん助かります。

## 対応に協力してくれる人が周囲にいるか確認しましょう

### 協力者の確認

- ★ 発達障害のある人は、ひとりひとりの健康状態や、ストレスの蓄積につながる状況などがさまざまで、対応方法が見つけにくいことがあります。個別的な配慮が必要になる場合は、周囲に本人をよく知っている人がいるか、その人は対応に協力してもらえそうかを確認しておく必要があります。

- ★ 災害を経験した子どもは、災害前には自分ひとりでできていたこともしなくなったり、興奮しすぎてしまうことがあります。発達障害がある場合でも、基本的には子どもの甘えを受け入れてあげるのがよいでしょう。叱ったりせず、おだやかな言葉かけをしながら、少しずつ子どもが安心できるようにすることが大切です。

# 発達障害者支援センター 一覧

都道府県/市	名称	電話番号	所在地	
北海道	北海道発達障害者支援センター「あおいそら」	0138-46-0851	〒041-0802 北海道函館市石川町90-7 2階	
	北海道発達障害者支援道東地域センター「ぎら星」	0155-38-8751	〒080-2475 北海道帯広市西25条南4-9 地域交流ホーム「虹」内	
	北海道発達障害者支援道北地域センター「きたのまち」	0166-38-1001	〒078-8329 北海道旭川市宮前通東4155-30 旭川市障害者福祉センター おびった1階	
札幌市	札幌市自閉症・発達障がい支援センター「おがる」	011-790-1616	〒007-0032 北海道札幌市東区東雁来12条4-1-5	
	青森県	青森県発達障害者支援センター「ステップ」	017-777-8201	〒030-0822 青森県青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ3階
岩手県	岩手県発達障がい者支援センター「ウイズ」	019-601-2115	〒020-0401 岩手県盛岡市手代森6-10-6 岩手県立療育センター相談支援部内	
宮城県	宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」	022-376-5306	〒981-3213 宮城県仙台市泉区南山5-2-1	
	仙台市	仙台市北部発達相談支援センター「北部アーチル」	022-375-0110	〒981-3133 宮城県仙台市泉区泉中央2-24-1
	仙台市	仙台市南部発達相談支援センター「南部アーチル」	022-247-3801	〒982-0012 宮城県仙台市太白区長町南3-1-30
秋田県	秋田県発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」	018-826-8030	〒010-1407 秋田県秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3-128 秋田県立医療療育センター内	
山形県	山形県発達障がい者支援センター	023-673-3314	〒999-3145 山形県上山市河崎3-7-1 山形県立総合療育訓練センター内	
福島県	福島県発達障がい者支援センター	024-951-0352	〒963-8041 福島県郡山市富田町字上の台4-1 福島県総合療育センター南棟2階	
茨城県	茨城県発達障害者支援センター	029-219-1222	〒311-3157 茨城県東茨城郡茨城町小幡北山2766-37 社会福祉法人梅の里療育センター内	
栃木県	栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」	028-623-6111	〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎリハビリテーション内	
群馬県	群馬県発達障害者支援センター	027-254-5380	〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター7階	
埼玉県	埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	049-239-3553	〒350-0813 埼玉県川越市大字平塚新田東河原201-2	
さいたま市	さいたま市発達障害者支援センター	048-859-7422	〒338-0013 埼玉県さいたま市中央区鈴谷7-5-7 さいたま市障害者総合支援センター内1階	
千葉県	千葉県発達障害者支援センター「CAS（きゃす）」	043-227-8557	〒260-0856 千葉県千葉市中央区玄薗2-9-3	
	千葉市	千葉市発達障害者支援センター	043-303-6088	〒261-0003 千葉県千葉市美浜区高浜4-8-3 千葉市療育センター内
東京都	東京都発達障害者支援センター「TOSCA（トスカ）」	03-3426-2318	〒156-0055 東京都世田谷区船橋1-30-9	
神奈川県	神奈川県発達障害者支援センター「かながわA（エース）」	0465-81-3717	〒259-0157 神奈川県足柄上郡中井町境218	
	横浜市	横浜市発達障害者支援センター	045-290-8448	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-35-8 タクエー横浜西口第2ビル7F

平成25年2月現在

都道府県/市	名称	電話番号	所在地
川崎市	川崎市発達相談支援センター	044-246-0939	〒210-0006 神奈川県川崎市川崎区砂子1-7-5 タカシゲビル3階
	相模原市	相模原市発達障害支援センター	042-756-8411
山梨県	山梨県立こころの発達総合支援センター	055-254-8631	〒400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階
長野県	長野県発達障害者支援センター	026-227-1810	〒380-0928 長野県長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター2階 長野県精神保健福祉センター内
岐阜県	岐阜県発達障がい支援センター 「のぞみ」	058-233-5116	〒502-0854 岐阜県岐阜市鷺山向井2563-57 岐阜県立希望が丘学園内
	伊自良苑発達障害者支援センター	0581-36-2175	〒501-2122 岐阜県山県市藤倉84
静岡県	静岡県発達障害者支援センター (診療所あいら)	054-286-9038	〒422-8031 静岡県静岡市駿河区有明町2-20 静岡県こども家庭相談センター-総合支援部
静岡市	静岡市発達障害者支援センター 「きらり」	054-285-1124	〒422-8006 静岡県静岡市駿河区曲金5-3-30
浜松市	浜松市発達相談支援センター 「ルビロ」	053-459-2721	〒432-8023 静岡県浜松市中区鶴江2-11-1
愛知県	あいち発達障害者支援センター	0568-88-0811 (内2222)	〒480-0392 愛知県春日井市神屋町713-8 愛知心身障害者コロニー-運用部療育支援課
名古屋市	名古屋市発達障害者支援センター 「りんくす名古屋」	052-757-6140	〒466-0858 愛知県名古屋市昭和区折戸町4-16 児童福祉センター内
三重県	三重県自閉症・発達障害支援センター 「あさけ」	059-394-3412	〒510-1326 三重県三重郡菟野町杉谷1573
	三重県自閉症・発達障害支援センター 「れんげ」	0598-86-3911	〒519-2703 三重県度会郡大紀町滝原1195-1
新潟県	新潟県発達障がい者支援センター 「RISE (ライズ)」	025-266-7033	〒951-8121 新潟県新潟市中央区水道町1-5932 新潟県はまぐみ小児療育センター2F
新潟市	新潟市発達障がい支援センター 「JOIN (ジョイン)」	025-234-5340	〒951-8121 新潟県新潟市中央区水道町1-5932-621
富山県	富山県発達障害者支援センター 「あおぞら」	076-438-8415	〒931-8443 富山県富山市下飯野36
	富山県発達障害者支援センター 「ありそ」	076-436-7255	〒930-0143 富山県富山市西金屋字高山6682
石川県	石川県発達障害支援センター	076-238-5557	〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2-6 石川県こころの健康センター内
	発達障害者支援センター 「パース」	076-257-5551	〒920-3123 石川県金沢市福久東1-56 オフィスオーセド2階
福井県	福井県発達障害児者支援センター 「スクラム福井」 嶺南 (敦賀)	0770-21-2346	〒914-0144 福井県敦賀市桜ヶ丘町8-6 野坂の郷内
	福井県発達障害児者支援センター 「スクラム福井」 福井	0776-22-0370	〒910-0005 福井県福井市大手3-7-1 織協ビル2F
	福井県発達障害児者支援センター 「スクラム福井」 奥越 (大野)	0779-66-1133	〒912-0061 福井県大野市篠原79-53 希望園内

都道府県/市	名称	電話番号	所在地
滋賀県	滋賀県発達障害者支援センター 「いぶき」	0749-52-3974	〒521-0016 滋賀県米原市下多良2-47 平和堂米原店3階
京都府	京都府発達障害者支援センター 「はばたき」	0774-68-0645	〒610-0331 京都府京田辺市田辺茂ヶ谷186-1 京都府立こども発達支援センター内
京都市	京都市発達障害者支援センター 「かがやき」	075-841-0375	〒602-8144 京都府京都市上京区 丸太町通黒門東入薫屋町536-1
大阪府	大阪府発達障がい者支援センター 「アクトおおさか」	06-6100-3003	〒532-0023 大阪府大阪市淀川区十三東1-1-6
大阪市	大阪市発達障害者支援センター 「エルムおおさか」	06-6797-6931	〒547-0026 大阪府大阪市平野区喜連西6-2-55 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター2階
堺市	堺市発達障害者支援センター	072-275-8506	〒590-0808 大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3-1 堺市立健康福祉プラザ3階
兵庫県	ひょうご発達障害者支援センター 「クローバー」	079-254-3601	〒671-0122 兵庫県高砂市北浜町北脇519
	加西ランチ	0790-48-4561	〒675-2202 兵庫県加西市野条86-93
	芦屋ランチ	0797-22-5025	〒659-0015 兵庫県芦屋市桶町16-5
	豊岡ランチ	0796-37-8006	〒668-0065 兵庫県豊岡市戸牧1029-11
	宝塚ランチ	0797-71-4300	〒665-0035 兵庫県宝塚市逆瀬川11-2-1 アピア1 4階
	上郡ランチ	0791-56-6380	〒678-1262 兵庫県赤穂郡上郡町岩木甲701-42 地域障害者多目的作業所 フレンス内
神戸市	神戸市発達障害者支援センター	078-382-2760	〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-1
奈良県	奈良県発達障害者支援センター 「でいあ〜」	0742-62-7746	〒630-8424 奈良県奈良市古市町1-2 奈良仔鹿園内
和歌山県	和歌山県発達障害者支援センター 「ポラリス」	073-413-3200	〒641-0044 和歌山県和歌山市今福3-5-41 愛徳医療福祉センター内
鳥取県	「エール」 鳥取県発達障がい者支援センター	0858-22-7208	〒682-0854 鳥取県倉吉市みどり町3564-1 鳥取県立皆成学園内
島根県	島根県東部発達障害者支援センター 「ウィッシュ」	050-3387-8699	〒699-0822 島根県出雲市神西沖町2534-2
	島根県西部発達障害者支援センター 「ウィンド」	0855-28-0208	〒697-0005 島根県浜田市上府町イ2589 「こくぶ学園」内
岡山県	おかやま発達障害者支援センター	086-275-9277	〒703-8555 岡山県岡山市北区祇園866
	おかやま発達障害者支援センター 県北支所	0868-22-1717	〒708-8510 岡山県津山市田町31 津山教育事務所内
岡山市	岡山市発達障害者支援センター	086-236-0051	〒700-0905 岡山県岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター1階

平成25年2月現在

都道府県/市	名称	電話番号	所在地
広島県	広島県発達障害者支援センター	082-497-0131	〒739-0133 広島県東広島市八本松町米満461 社会福祉法人つつじウィング内
	広島市	広島市発達障害者支援センター	〒732-0052 広島県広島市東区光町2-15-55 広島市こども療育センター内
山口県	山口県発達障害者支援センター 「まっぷ」	083-929-5012	〒753-0302 山口県山口市大字仁保中糺50
徳島県	徳島県発達障害者総合支援センター 「ハナミズキ」	0885-34-9001	〒773-0015 徳島県小松島市中田町新開2-2
香川県	香川県発達障害者支援センター 「アルプスカがわ」	087-866-6001	〒761-8057 香川県高松市田村町1114 かがわ総合リハビリテーションセンター内
愛媛県	愛媛県発達障害者支援センター 「あい・ゆう」	089-955-5532	〒791-0212 愛媛県東温市田窪2135 愛媛県立子ども療育センター内
高知県	高知県立療育福祉センター 発達支援部	088-844-1247	〒780-8081 高知県高知市若草町10-5
福岡県	福岡県発達障害者支援センター 「ゆう・もあ」	0947-46-9505	〒825-0004 福岡県田川市夏吉4205-7
	福岡県発達障害者支援センター 「あおぞら」	0942-52-3455	〒834-0122 福岡県八女郡広川町一条1363-1
北九州市	北九州市発達障害者支援センター 「つばさ」	093-922-5523	〒802-0803 福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10-2 北九州市立総合療育センター内
福岡市	福岡市発達障がい者支援センター 「ゆうゆうセンター」	092-845-0040	〒810-0065 福岡県福岡市中央区地行浜2-1-6 福岡市発達教育センター内
佐賀県	佐賀県発達障害者支援センター 「結」	0942-81-5728	〒841-0073 佐賀県鳥栖市江島町字西谷3300-1
長崎県	長崎県発達障害者支援センター 「しおさい（潮彩）」	0957-22-1802	〒854-0071 長崎県諫早市永昌東町24-3 長崎県こども医療福祉センター内
熊本県	熊本県発達障害者支援センター 「わっふる」	096-293-8189	〒869-1217 熊本県菊池郡大津町森54-2
	熊本市	熊本市発達障がい者支援センター 「みなわ」	096-366-1919
大分県	大分県発達障がい者支援センター 「イコール」	097-586-8080	〒879-7302 大分県豊後大野市犬飼町久原1863-8
宮崎県	宮崎県中央発達障害者支援センター	0985-85-7660	〒889-1601 宮崎県宮崎郡清武町大字木原4257-7 ひまわり学園内
	宮崎県延岡発達障害者支援センター	0982-23-8560	〒889-0514 宮崎県延岡市柳津町3427-4 ひかり学園内
	宮崎県都城発達障害者支援センター	0986-22-2633	〒885-0094 宮崎県都城市都原町7171 高千穂学園内
鹿児島県	鹿児島県発達障害者支援センター	099-264-3720	〒891-0175 鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘6-12 鹿児島県こども総合療育センター内
沖縄県	沖縄県発達障害者支援センター 「がじゅま〜る」	098-982-2113	〒904-2173 沖縄県沖縄市比屋根5-2-17 沖縄小児発達センター内

## 役立つ資料やサイトの紹介

おもに被災者支援に関連する資料やサイトを紹介します。

### 発達障害児・者関連

- 災害時の発達障害児・者支援について、発達障害情報・支援センター  
<http://www.rehab.go.jp/ddis/>
- 震災後の子どもたちを支える教師のためのハンドブック ～発達障害のある子どもへの対応を中心に～、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（平成23年4月）  
<http://www.nise.go.jp/cms/6.3758.53.html>
- 自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック、社団法人日本自閉症協会（平成24年3月）  
<http://www.autism.or.jp/bousai/index.htm>  
平成20年に作成したものを改訂しました。本人・家族用と支援者用があります。

### 東日本大震災からの復興

- 復興庁 <http://www.reconstruction.go.jp/>
- 厚生労働省東日本大震災関連情報 [http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/index.html)

### 防災・減災対策

- 内閣府防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/>
  - 中央防災会議 防災対策推進検討会議最終報告 ～ゆるぎない日本の再構築を目指して～。（平成24年7月）
  - 災害時要援護者対策  
「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月）」や「災害時要援護者の避難支援に関する検討会（平成24年度）」の報告が掲載されています。
  - 避難所の生活環境対策  
「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会（平成24年度）」の報告が掲載されています。
  - 防災白書
- 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン、日本赤十字社（平成20年6月）  
<http://www.jrc.or.jp/saigai/shiryo/index.html>
- 男女共同参画の視点からの災害対応 <http://www.gender.go.jp/saigai/index.html>
- 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き、文部科学省（平成24年3月）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1323513.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323513.htm)

### 心のケア

- 災害時こころの情報支援センター <http://saigai-kokoro.ncnp.go.jp/>
- 被災者の心のケア都道府県ガイドライン、内閣府（平成24年3月）  
[http://www.bousai.go.jp/4fukkyu\\_fukkou/kokoro.html](http://www.bousai.go.jp/4fukkyu_fukkou/kokoro.html)

## あとがき

平成23年3月11日金曜日午後2時46分、発達障害情報・支援センターのある埼玉県でも未曾有の大きな揺れを体験しました。すぐに電話が通じなくなり、電車は止まりました。テレビには巨大な津波が押し寄せてくる映像、火災の映像、壊れたビルの映像が映し出され、経験したことのない出来事にただ立ちすくみました。

震災発生から3日後の月曜日、出勤した我々に厚生労働省より被災地に向けて発達障害児・者への対応について具体的に示す記事を作成、掲載してほしいとの依頼がありました。そこですぐに「被災地で、発達障害児・者に対応されるみなさんへ」の執筆に取りかかり、翌日ウェブサイトに記事を掲載しました。その後も今日に至るまで国内外の災害に関する情報等を集め、分析しております。

あれから2年が過ぎようとしています。この冊子は、被災された各県のうち被災者の多かった岩手県、宮城県、福島県の発達障害のある人やご家族に対して、震災から1年後に行った調査をもとに、大震災後の生活状況やニーズを中心にまとめたものです。

同調査の実施にあたり、震災後の多忙なかご尽力いただいた上記3県の障害福祉担当のみなさま、当冊子に原稿を提供してくださった県立広島大学細川淳嗣先生、監修いただきました東京都小児総合医療センターおよび当センター顧問の市川宏伸先生に深謝いたします。

そして、同調査にご協力いただき、たくさんの声をお寄せいただいた276名の発達障害のある方やご家族の方々に、心より感謝いたします。みなさまのご協力があってこの冊子が完成しました。

最後になりましたが、1日も早い被災地の復興を祈念するとともに、この冊子がすべての人たちが安心して暮らしていける社会の実現に少しでも貢献できれば幸いです。

---

災害時の発達障害児・者支援エッセンス — 発達障害のある人に対応するみなさんへ —

平成25年3月 第1版第1刷

発行者 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
発達障害情報・支援センター  
〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1  
電話 04-2995-3100

---

